

議案第十八号

特別区人事及び厚生事務組合規約の変更について

右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山田

宏

特別区人事及び厚生事務組合規約の変更について

特別区人事及び厚生事務組合規約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を別紙のとおり変更する。

（提案理由）

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部変更について協議するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条の規定に基づき、議決を経る必要がある。

別紙

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約

特別区人事及び厚生事務組合規約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第三条第九号イ中「路上生活者対策事業の紹介・利用あつせん並びに自立支援センター退所者等に対する訪問等による状況把握及び相談・助言・指導に関する事務」を「路上生活者対策事業等の紹介・利用あつせんを行う事業をいう。」の実施に関する事務」に改め、同号ロ中「（実状に合わせた社会復帰を支援するため、一時的に保護を行う事業をいう。）のうち、宿泊援護、生活指導及び健康診断に関する事務」を「（路上生活者の一時的な保護及びその実状に応じた社会復帰への支援を行う事業をいう。）の実施に関する事務」に改め、同号ハ中「（就労による自立を支援する事業をいう。）のうち、宿泊援護及び生活相談に関する事務」を「（路上生活者の就労による自立及び地域生活への移行に向けた支援を行う事業をいう。）の実施に関する事務」に改め、同号ニを次のように改める。

二 地域生活継続支援事業（路上生活者自立支援事業による支援を終了した者に対するアフターケアを行う事業をいう。）の実施に関する事務

附 則

この規約は、平成二十年四月一日から施行する。

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

資 料

新 規 約	旧 規 約
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 特別区が東京都と共同で実施する路上生活者対策事業（特別区内の道路、公園、河川敷等の公共の場所で日常生活を送る者の早期の社会復帰に向けた支援事業をいう。）に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 路上生活者巡回相談事業（面接相談による路上生活者の状況把握及び路上生活者対策事業等の紹介・利用あつせんを行う事業をいう。）の実施に関する事務</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 特別区が東京都と共同で実施する路上生活者対策事業（特別区内の道路、公園、河川敷等の公共の場所で日常生活を送る者の早期の社会復帰に向けた支援事業をいう。）に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 路上生活者巡回相談事業（面接相談による路上生活者の状況把握及び路上生活者対策事業の紹介・利用あつせん並びに自立支援センター退所者等に対する訪問等による状況把握及び相談・</p>

ロ 路上生活者緊急一時保護事業（路上生活者の一時的な保護及びその実状に応じた社会復帰への支援を行う事業をいう。）の実施に関する事務

ハ 路上生活者自立支援事業（路上生活者の就労による自立及び地域生活への移行に向けた支援を行う事業をいう。）の実施に関する事務

ニ 地域生活継続支援事業（路上生活者自立支援事業による支援を終了した者に対するアフターケアを行う事業をいう。）の実施に関する事務

十及び十一 略

助言・指導）に関する事務

ロ 路上生活者緊急一時保護事業（実状に合わせた社会復帰を支援するため、一時的に保護を行う事業をいう。）のうち、宿泊援護、生活指導及び健康診断に関する事務

ハ 路上生活者自立支援事業（就労による自立を支援する事業をいう。）のうち、宿泊援護及び生活相談に関する事務

ニ 路上生活者グループホーム事業（地域生活における自立を支援する事業をいう。）のうち、生活援助に関する事務

十及び十一 略